

令和元年9月3日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 堰 八 義 博

「秋の北海道キャンペーン」の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、北海道観光振興に関し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、昨今の日韓情勢により韓国からの来道者が大幅に減少しており、観光事業者に影響がでていることから、緊急対策として更なる誘客が見込める近隣諸国である中国・台湾・香港を対象に下記内容の事業を実施致します。

つきましては、下記要領にて事業受託者選定のための企画提案を募集いたします。

敬具

記

1.委託事業名

「秋の北海道キャンペーン」

2.業務委託期間

契約締結日 ～ 令和元年12月31日（火）

3.業務委託内容

- (1)「秋の北海道キャンペーン」ランディングページ作成
- (2)「秋の北海道キャンペーン」ランディングページを周知する為の広告掲出
- (3)秋の北海道観光情報発信
- (4)その他

4.事業費 14,000,000 円以内（消費税等含む）

5.スケジュール（予定）

- 9月 3日（火） 公示・観光機構HPに掲載
- 9月10日（火） 参加表明 締切
- 9月13日（金） 企画書提出締切
- 9月17日（火） 企画提案の審査（ヒアリング審査会）
- 9月下旬 委託事業者決定、契約締結、業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

6.お問い合わせ

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
誘客推進本部 海外誘客部 担当：掛田
TEL: 011-231-6736 e-mail: m_kakeda@visithkd.or.jp

以上

「秋の北海道キャンペーン事業」に係る 企画提案応募要領（企画提案指示書）

1. 目的

日韓関係の悪化を原因として、韓国旅客が大幅に減少していることから、道内観光事業者に影響がでている状況である。当機構としては、海外旅客減少に対応すべく、海外旅客に対し、緊急の旅行需要喚起対策を行う。韓国以外の近隣諸国で、来道者増加が見込める中国、台湾、香港に向けてWEBプロモーションを実施する。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当する者であること。

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打ち合わせを行える人員・業務実施体制をとることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限）

14,000,000円（消費税込み）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和2年1月31日（金）

(1) 業務スケジュール：（予定）

9月 3日（火）：公示・観光機構HPに掲載

9月10日（火）：企画提案参加表明

9月13日（金）：企画提案の受付・受領

9月17日（火）：企画提案の審査、委託事業者決定

9月 日 ： 契約締結・業務開始

(2) 業務完了日

令和2年1月31日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受け

るものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

- (1) 秋の北海道キャンペーン (2) その他

※詳細は、5頁以降を参照のこと。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和元年 9月10日（火） 午後5時

- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部

（担当：掛田）FAX 011-232-5064

E-mail：m_kakeda@visithkd.or.jp

- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

- (2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

- (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

- (4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

- (5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

- ① ランディングページ作成に係る経費
- ② 広告に係る経費
- ③ 秋の北海道観光情報発信に関する経費
- ④ その他諸経費

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版／両面とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

- (2) 企画提案は1社1提案とする。

例）メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部

- (会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：掛田)
電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和元年 9月 13日 (金) 午後3時 **※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

1 2. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行にあたっての実施体制が確保され、遂行遂行があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。
- (5) その他

1 4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

1 5. 再委託について

- (1) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※ 当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

業務委託内容（企画提案事項）

1. 秋の北海道キャンペーン

韓国旅行者の減少により北海道内の観光事業者が影響を受けていることから、北海道観光振興機構では、韓国以外の海外諸国で旅客が増えている中国、台湾、香港を対象にWEBによる緊急プロモーションを行う。

（1）「秋の北海道キャンペーン」ランディングページを作成。

①秋の閑散期に海外旅客の需要を喚起させるための専用のランディングページを作成する。

ランディングページは、秋の北海道の観光情報等をアイキャッチとして画面で訴求し、期間中北海道の観光事業者（宿泊、交通、体験等）がキャンペーン開催中であることを告知する。

観光事業者とは、当機構が事前に募集した事業者で秋の北海道キャンペーンに参加表明をした観光事業者とする。

ランディングページには観光事業者とそのキャンペーン内容、リンク先、C-tripのWEBサイト、道内旅行会社、交通事業者、体験観光事業者、当機構のWEBサイトにリンクさせる。

期 間：契約締結後 ～ 令和元年12月31日

対象国：中国、台湾、香港

言 語：簡体、繁体、英語、日本語

※観光事業者には、当機構から事前に当キャンペーンへの参加について募集中。（9月17日集約完了予定）

②中国C-trip、香港台湾trip.comにおいては、先行して「秋の北海道キャンペーン」を実施しているので、当ランディングページからリンクを設定し、両サイトに誘導する。

（2）「秋の北海道キャンペーン」ランディングページを周知する為の広告掲出

上記（1）で作成したランディングページを告知する為、海外のWEB広告やSNS広告の掲載の他、道内在住インフルエンサー等を通じ情報発信を行う。

期 間：契約締結後 ～ 令和元年12月31日

対象国：中国、台湾、香港

言 語：簡体、繁体

（3）秋の北海道観光情報発信

上記（1）のランディングページ以外に、秋の北海道観光情報記事（自然・食・文化・体験・イベント等）を作成し、海外のWEBサイト、SNS、旅行雑誌、道内在住インフルエンサー等による情報発信を行う。これらの情報発信についても（1）のランディングページにリンクで誘引する。

期 間：契約締結後 ～ 令和元年10月31日

対象国：中国、台湾、香港

言 語：簡体、繁体

（4）報告書の作成

上記委託内容について、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し提出する。

報告書には記事掲載に関する広告料換算とPV数について報告する。

ランディングページの国別（又は言語別）訪問者数をカウントして報告すること。

2. その他

（1）上記（1）～（3）の業務の他に、誘客に効果的と思われる企画を提案することを可とする。

以上

別紙

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成長市場開拓促進事業（中国）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成長市場開拓促進事業（中国）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 1 1 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 1 2 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 3 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 1 4 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 5 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 1 6 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 1 7 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 8 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 1 9 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業 _____ 外 _____ 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 _____ 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)
(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ